

# 理事の職務権限及び構成に関する規程

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人いきたす（以下「この法人」という。）の理事の職務権限を定め、特定非営利活動法人としての業務の適法かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(法令等の順守)

第2条 理事は、法令、定款及びこの法人が定める規範、規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定めるこの法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

## 第2章 理事の職務権限

(理事)

第3条 理事は、理事会を構成し、法令及び定款の定めるところにより、職務を執行する。

(代表理事)

第4条 代表理事の職務権限は、法令、この法人の定款及び別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 代表理事としてこの法人を代表し、その業務を総理する。
- (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。

(業務執行理事)

第5条 業務執行理事を置くことができる。

- 2 業務執行理事の選任、及び職務権限は理事会の決議による。
- 3 委員会等を担当する業務執行理事は、担当する委員会等の業務を監督する

## 第3章 理事の構成

(理事の構成)

第6条 理事及び監事は、定款第14条の規定に基づいて選任する。

2 他の同一の団体の理事又はその他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えないものとする。

## 第4章 補則

(細則)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、令和3年4月10日から施行する。(令和3年4月9日理事会決議)

(別表) 理事の職務権限

項目	決裁権者
	代表理事
役割	◎この法人を代表し、その業務を総理 ◎理事会を招集し、議長としてこれを主宰 ◎評議員会の招集
事業計画案及び予算案の作成に関する事	○
事業報告案及び決算案の作成に関する事	○
人事及び給与制度の立案及び報告に関する事	○
重要な使用人以外の者の任用に関する事	○
規程案の作成に関する事	○
国外出張に関する事	○
国内出張（役員、重要な使用人）に関する事	○
支出に関する事	
1 件 200 万円以上	○
1 件 200 万円未満	○
セミナー等事業の実施に関する事	○
職員の教育・研修に関する事	○
渉外に関する事	○
福利厚生（役員含む）に関する事	○
外部に対する文書発簡	
特に重要なもの	○
重要なもの	○
比較的重要なもの	○
一般事務連絡	○